

## 第6号議案

### 令和元年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第3号）

#### （総則）

第1条 令和元年度南魚沼市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （収益的支出の補正）

第2条 令和元年度南魚沼市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 下水道事業費用	3,377,623千円	14,940千円	3,392,563千円
第1項 営業費用	2,903,273千円	14,940千円	2,918,213千円
（補正しない項の額）	474,350千円	0千円	474,350千円

#### （資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「757,710千円」を「707,610千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	2,889,761千円	50,100千円	2,939,861千円
第1項 企業債	1,602,000千円	50,100千円	1,652,100千円
（補正しない項の額）	1,287,761千円	0千円	1,287,761千円

#### （企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(補正前)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	667,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び民間等資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては、当該見直し 後の利率)	借入れの年から据置 期間を含み40年以内 に償還するものとし る。その他借入先の 融資条件に従う。た だし、据置期間及び 償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しく は低利に借り換えす ることができる。
資 本 費 平 準 化 債	585,400			
借 換 債	346,500			
公営企業施設 等 整 理 債	3,000			

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
資 本 費 平 準 化 債	635,500			
借 換 債	変更なし			
公営企業施設 等 整 理 債	変更なし			

令和2年3月2日提出

南魚沼市長 林 茂 男